

令和4年分

所得税等の確定申告について

※詳しくは石垣税務署にお尋ねください。

国税庁では新型コロナ感染拡大防止の観点から、パソコンやスマートフォン等を利用した自宅からの確定申告を推奨しています。また、申告相談が必要な場合は受付期間中にご来場ください。還付申告書は、2月16日以前でも提出できます。

受付期間

令和5年2月16日(木)～3月15日(水)
※土日祝日除く

受付場所・時間

石垣税務署 別館会議室(字登野城8番地)
午前9時～午後4時
※会場の混雑状況により、早めに受付を締め切る場合があります。

注意事項

- ◆来場を希望する方は入場整理券が必要です。
 - ①LINEでの事前発行(相談日の10日前から2日(土日祝日を挟む時は2営業日)前まで取得できます)
 - ②石垣税務署での当日配布(8時30分から当日のみ配布。入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。)

国税庁 LINE



【問合せ】 ◎確定申告電話相談センター ☎0980-82-3074(音声案内で「0番」を選択してください)
◎石垣税務署 ☎0980-82-8352

情報が満載! 所得税の確定申告のことは

「国税庁HP 確定申告特集」へ!

- ・医療費控除やふるさと納税に伴い確定申告しようと考えてる
- ・自宅などからスマホやパソコンで申告したい



e-Taxに関する申告は随時受付中です 詳しくは

作成コーナー で検索



確定申告特集



令和5年度(令和4年分)

市民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

令和5年1月1日現在石垣市に居住していた方は、申告の対象となります。それ以外の方は、令和5年1月1日現在居住していた市町村にお問合せください。申告書は、市県民税の申告が必要と思われる方へ2月上旬に発送予定です。税務課29番窓口または申告会場でも配布しております。石垣市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。なお、新型コロナ感染拡大防止の観点から、郵送での申告にご協力をお願いします。

受付期間

令和5年2月16日(木)～3月15日(水)
※土日祝日除く
※休日申告受付日: 令和5年2月26日(日)

注意事項

- ◆申告期限が近づくと大変混み合いますので、早期申告をお願いします。
- ◆土地・株式等の譲渡所得がある方、利子・配当所得がある方、肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、石垣税務署での確定申告が必要です。

受付場所・時間

市役所1階 コミュニティールーム
午前9時～午前11時30分/午後1時～午後4時

【問合せ】 市役所税務課 ☎0980-87-9025